

イギリスの考古遺産法制と都市計画

—イングリッシュ・ヘリテッジに着目して—

Archaeological Heritage Law System and City Planning in England : Focus on the English Heritage

久末 弥生 (大阪市立大学大学院創造都市研究科教授)

Yayoi HISASUE (Professor, Graduate School for Creative Cities,
Osaka City University)

1. イギリスでは 1882 年から、古代遺跡の制定法上の保護が行われてきた。遺跡は現在、1979 年の「古代遺跡および考古地域法 (1979 年法)」によって保護されている。1979 年法に基づく遺跡保護は、「指定遺跡」に分類されるか「古代遺跡」に分類されるかによって保護の程度を異にし、指定遺跡には最大限の保護が与えられる (イングランドには現在、指定遺跡が約 1 万 9700 件あるとされる)。指定遺跡と古代遺跡に加えて、1979 年法は「重要考古地域」についても規定する。古代遺跡 (指定遺跡を含む) や重要考古地域は、都市・地域レベルの開発計画立法の下でも保護される。開発計画は古代遺跡や重要考古地域の保護政策を含んでおり、特に指定遺跡への開発の影響は開発計画許可申請を判断する際に必ず考慮される。

2. イギリスの遺跡保護行政を担う主な国家機関は、文化・メディア・スポーツ省 (DCMS)、ナチュラル・イングランド、環境庁などであるが、これらの機関には考古学の専門家がいないとされ、DCMS の外郭団体であるイングリッシュ・ヘリテッジが遺跡保護に関する国レベルの政策を学術的に支えてきた。あくまでも特殊法人であるとは言え、イングランドにおける遺跡保護行政に対するイングリッシュ・ヘリテッジの実質的な影響力は大きい。2015 年 4 月 1 日にはイングリッシュ・ヘリテッジが、「ヒストリック・イングランド」と「イングリッシュ・ヘリテッジ信託」という 2 つの組織に分かれた。前者が従来のイングリッシュ・ヘリテッジの後継法人であり、後者は新たな慈善財団であると同時に「イングリッシュ・ヘリテッジ」の名称を継承した。ヒストリック・イングランドの大部分が DCMS によって資金提供されている状況はイングリッシュ・ヘリテッジ時代と変わらないが、2022~2023 年までに財政的に自立することが目標として明言されており、国レベルの「ヘリテッジ 2020」戦略におけるヒストリック・イングランドの貢献度と共に、今後の動向が注目される。

キーワード: 考古遺産法制、都市計画、イングリッシュ・ヘリテッジ、ヒストリック・イングランド

Keywords: Archaeological Heritage Law System, City Planning, English Heritage, Historic England

1. イギリスの遺跡保護¹

(1) 指定遺跡と古代遺跡

イギリスでは 1882 年から、古代遺跡 (ancient monuments) の制定法上の保護が行われてきた。遺跡は現在、1979 年の「古代遺跡および考古地域法 (Ancient Monuments and Archaeological Areas Act 1979. 以下「1979 年法」という)」によって保護されている。

1979 年法 61 (7) 条は、「遺跡 (monument)」を次のように定義する。

- 「(a) 地上や地下の建造物、建物、構築物、洞窟や穴、
- (b) そのような建造物、建物、構築物、洞窟や穴の跡を含む遺跡、
- (c) 上記 (a) 段落の遺跡の建造物にも建造物の一部にもならない、乗り物、船、航空機、移動構造やその一部、あるいは跡を含む遺跡、

そして、分解しなければ取り外せないならば、遺跡に付け加えられたからくり部分は遺跡の一部と見なされる。」

1979 年法に基づく遺跡保護は、「指定遺跡 (scheduled monument)」に分類されるか「古代遺跡 (ancient monument)」に分類されるかによって保護の程度を異にし、指定遺跡には最大限の保護が与えられる。指定遺跡とは、国務長官 (Secretary of State) が国家的重要性をもつと思う場合にのみ指定リストに加えられる遺跡である (1979 年法 1 条)。他方、古代遺跡は指定遺跡よりも幅広く定義され、指定遺跡に加えて、歴史、建築、伝統、美術、考古学上、重要な属性ゆえに公益性をもつと国務長官が考える他の遺跡も意味する。つまり、古代遺跡はすべての指定遺跡を含むが、その範囲に限られない。1979 年法の下で国務長官は、保存を確保するために古代遺跡を強制取得する権限を与えられる。さらに、国務長官は、契約あるいは贈与によって古代遺跡を取得する権限を与えられる。同法 12 条によると、古代遺跡を取得する代わりに、国務長官は古代遺跡の後見人 (guardian) に任命されてもよい。古代遺跡に後見を取り入れると、遺跡の既存の所有権を妨げることなく、遺跡を維持する義務は後見人に課されることになり、この目的のために後見人はコントロールと管理の権限を与えられる。また、遺跡への一般の人々のアクセスを可能にする義務も、後見人に課されることになる。

イングランドには現在、指定遺跡が約 1 万 9700 件あるとされ²、その中にはストーンヘンジ (Stonehenge)、ロンドン塔 (Tower of London)、ハドリアヌスの防壁 (Hadrian's Wall) といった有名遺跡だけでなく、教会の跡、巨石の遺跡、十字架や石碑なども含まれている。また、ヒストリック・イングランド (Historic England) ³が指定遺跡の再調査プログラムを進めており、指定遺跡として国務長官による保護が与えられる遺跡の件数が大幅に追加されることが期待されている。

都市計画との関係では、1979 年法 2 条の「指定遺跡承認 (scheduled monument consent)」が重要である。同条によると、指定遺跡承認を最初に得ることなく指定遺跡で土木工事を行う者あるいはそれを許す者は、刑事犯罪をなすことになる。同条にいう土木工事には、取壊し、破壊、指定遺跡へのダメージ、指定遺跡やその一部の移動あるいは修復、指定遺跡の改変あるいは付け加えること、指定遺跡が位置する土地の地中、地上、地下を浸水させるあるいは傾けることが含まれる。指定遺跡承認は要件に沿って与えられるが、1979 年法 3 条に基づいて国務長官は、土

木工事の実施について分類したり種類を特定する命令を定めてもよい。例えば、現行命令としては「1994年の指定遺跡(分類承認)命令(Ancient Monuments (Class Consents) Order 1994)」が存在し、土木工事が比較的重要な性質の場合には、指定遺跡承認の適用を除外している。また、1979年法5(1)条は、指定遺跡の保存のために土木工事が緊急に必要な場合、国務長官は遺跡に入って土木工事を実施してもよいが、費用は通常は国務長官の負担であると定めている。

(2) 重要考古地域

指定遺跡と古代遺跡に加えて、1979年法33条は「重要考古地域(areas of archaeological importance)」について国務長官による指定権限を定める。もっとも、重要考古地域指定は遺跡をダメージや破壊から保護するものではなく、開発計画が迫っている遺跡を発掘し記録する4時間を与えることを専ら目的としている。イングランドの代表的な重要考古地域としては、カンタベリー(Canterbury)、チェスター(Chester)、エクセター(Exeter)、ヘレフォード(Hereford)、ヨーク(York)などの旧市街が挙げられる。

都市計画との関係では、同法35条の「工事通知(operations notice)」が重要である。同条によると、重要考古地域が位置する土地の地方当局に工事通知を最初に出すことなく、土地を侵害し、浸水させるあるいは傾ける作業を指定地で行う者あるいはそれを許す者は、刑事犯罪をなすことになる。工事通知は、作業開始予定の少なくとも6か月前に出されなければならない。工事通知後、地方当局あるいは大学の考古学ユニットといった調査機関が当該遺跡に立ち入って詳しく調査し、工事を監視し、発掘を行ってもよい。同条に基づいて発掘期間が延長されると、開発工事は最長で6か月間延期される可能性がある。

(3) 開発計画立法に基づく遺跡保護

1979年法42(4)条は、指定遺跡、古代遺跡、重要考古地域などの保護地で承認を得ることなく金属探知機(metal detector)を用いる者が、刑事犯罪をなすことになると定める。イギリス家庭における小型の金属探知機の普及率が高いことから、民間人による盗掘行為を防ぐための規定と考えられる。

古代遺跡(指定遺跡を含む)や重要考古地域は、都市・地域レベルの開発計画立法の下でも保護される。開発計画は古代遺跡や重要考古地域の保護政策を含んでおり、特に指定遺跡への開発の影響は開発計画許可申請を判断する際に必ず考慮される。開発計画立法の例としては、「開発計画政策ガイダンス覚書16:考古学と開発計画(Planning Policy Guidance 16: Archaeology and planning. 以下「PPG16」という)」、PPG16の後継である「歴史的環境についてのPPS5開発計画(PPS5 Planning for the Historic Environment. 以下「PPS5」という)」、1990年の「都市田園計画法(Town and Country Planning Act 1990. 以下「TCPA」という)」などがある。

PPS5は、地方レベルの開発枠組みが歴史的環境の保全と享有のための事前対策となる、積極的な政策を示さなければならないとする。さらに、「全国開発計画政策枠組み(National Planning Policy Framework)」の中で、より一般的なガイダンスが定められることになる。指定遺跡は通常、開発計画において保存対象とされており、影響を受けるのが指定遺跡かそうでな

いかは開発計画申請を判断する際に必ず考慮される。また、国務長官が回状 (Circular 11/95 Appendix A, para 54) の中で活用を勧めている、開発計画許可を与えるためのモデル要件の内容によっては、発掘記録資金を開発業者が提供しなければならないだろうし、PPG16 の 30 段落や PPS5 の 139 段落から 140 段落にも類似のガイダンスが置かれている。開発計画許可を開発業者に与える代わりに、TCPA106 条に基づいて、遺跡における考古学上の便宜⁵と資金提供を開発業者に負担させることも珍しくはない。

(4) 遺跡保存と開発補償

土地の開発が許可される場合、新建物案の下の地面の高さを上げる、遺跡へのダメージを最小限にする基礎工事をする、あるいは将来的な保存のために新建物の下に考古遺跡を密封するなどの工法によって、遺跡へのダメージを最小限にすることが可能である。また、本来の場所での遺跡保存が不可能な場合には、「記録保存 (preservation by record)」を目的とした考古学発掘が唯一可能な代案となる。記録保存には、写真記録、報告書、発掘中に出土した重要な人工遺物の遺跡の展示などによる、文書化プロセスが含まれる。

1979 年法の下では、土地の開発価値の損失補償について、遺跡が指定されたことに伴う損失は補償されない。しかし、土地開発に開発計画許可が与えられた後に遺跡が指定遺跡になったために開発が頓挫したならば、開発価値の損失は補償される。遺跡保存と開発補償が問題になった例として、ロンドンのサザーク (Southwark) 地区で再開発予備作業中に発見されたローズ座 (Rose Theatre) ⁶跡をめぐる議論がある。ローズ座跡を指定遺跡にしないという国務長官の判断が争われた、ローズ座信託会社の申立てによる女王対環境国務長官判決 (1990 年) ⁷において高等法院 (High Court) ⁸は、国務長官が補償のリスクを恐れて指定遺跡にしなかったのだらうと認めると共に、国務長官が 1979 年法に基づく指定権限を行使するかどうかが判断する際には、遺跡保存に協力するという開発業者の要望を考慮しなければならないと認めた。この協力の結果、開発業者は 1 万ポンド以上の費用負担に同意し、ローズ座跡を保護するために自ら開発案を再設計し、現場からすべての杭を取り除き、劇場跡の土台を囲み、将来的な展示に備えて遺跡上に十分な空間を確保した。開発業者によるこれらの提案は、ローズ裁判所ビルの開発計画に含まれることになり、国務長官はローズ座跡を指定遺跡として指定リストに加えることに決めた。

イギリスの遺跡保護において、考古学者と開発業者との間の自発的な協力は重要視されており、イギリス財産連盟 (British Property Federation) と考古学ユニット長常任協議会 (Standing Conference of Archaeological Unit Managers) が作成する自主的な実施規程 (Code of Practice) が、こうした協力を明確な形式に整えてきたという経緯がある。

2. イングリッシュ・ヘリテッジと遺跡保護

(1) イングリッシュ・ヘリテッジの位置づけ

イギリスの遺跡保護を担う主な国家機関は、文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport: DCMS. 以下「DCMS」という)、ナチュラル・イングランド (Natural England)、環境庁 (Environment Agency) などである。もともと、これらの機関には考古学の専門家がいないとされ、DCMS の外郭団体⁹であるイングリッシュ・ヘリテッジ (English

Heritage) が遺跡保護に関する国レベルの政策を学術的に支えてきた。イングリッシュ・ヘリテッジは資金面で DCMS に大きく支えられているが、イングリッシュ・ヘリテッジの近年の幹部人事に見られるように、人的交流についてはナショナル・トラスト出身者や元海軍士官など多彩である。イングリッシュ・ヘリテッジは、1983 年の「国家文化遺産法 (National Heritage Act 1983. 以下「1983 年法」という)」の制定に伴い、当時の環境省 (Department of the Environment) から独立するかたちで「イングランド歴史的建造物・遺跡委員会 (Historic Buildings and Monuments Commission for England)」として 1984 年に設置され、後に「イングリッシュ・ヘリテッジ」に改称された¹⁰。

あくまでも特殊法人であるとは言え、イングランドにおける遺跡保護行政に対するイングリッシュ・ヘリテッジの実質的な影響力は大きい。1983 年法の下、イングリッシュ・ヘリテッジの任務は大きく 2 つあり、1 つは「国家文化遺産コレクション (National Heritage Collection)」の保護・管理、もう 1 つは建造物の指定、開発計画問題への対処や開発計画許可の付与を含む、国レベルの文化遺産保護法制の管理・運営を担うものとされた¹¹。国家文化遺産コレクションは 1882 年に当時の労働省 (Office of Works) ¹² が集め始めた建造物や遺跡が元になっており、1913 年にはイギリスを物語る偉大な場所・建造物の全コレクションを可能とするため同省に新たな権限を与える議会制定法 (Act of Parliament) が可決された。こうした経緯からイギリスでは 19 世紀末から既に、「イングランドの遺産は私的な不動産上の権利 (private interest) に優先する」という考えが確立していたという背景がある。

(2) イングリッシュ・ヘリテッジと都市計画

都市計画との関係では、「指定建造物承認 (listed building consent)」においてイングリッシュ・ヘリテッジが大きな役割を果たしてきた。イギリスの歴史的建造物には、グレード I (Grade I) またはグレード II* (Grade II*) の「指定建造物 (listed building)」と、グレード II (Grade II (unstarred)) 建造物の、3 種類がある。歴史的建造物の指定や保全についての規定は現行法上、1990 年の「開発計画 (指定建造物・保全地区) 法 (Planning (Listed Building and Conservation) Areas Act 1990. 以下「LBCA 法」という)」に置かれる。

LBCA 法 15 (5) 条の下で国務長官は地方開発計画当局に対して、指定建造物の申請やそれらに関する当局判断を人々に通知するよう指示する権限をもつとされるが、この権限が近年は多方向に拡張している。例えば、2001 年 1 月の回状 (Circular 01/2001. 以下「2001 年回状」という)「遺跡申請処理についての取決め—国務長官による通知・指示 (Arrangements for Handling Heritage Applications—Notification and Directions by the Secretary of State)」は、指定建造物の取壊し作業あるいは一部の取壊しを含む指定建造物の改変作業のすべてについて承認申請を求め、承認申請に関してなされた判断は、イングリッシュ・ヘリテッジ、古代遺跡協会 (Ancient Monuments Society)、イギリス考古学会議 (Council for British Archaeology)、ジョージアン・グループ (Georgian Group)、古代建造物保護協会 (Society for the Protection of Ancient Buildings)、20 世紀協会 (Twentieth Century Society)、ヴィクトリア協会 (Victorian Society) などに通知されるものとする。他方で 2001 年回状は、グレートロンドン (Greater

London. イギリスの首都圏)の外側ではいずれの歴史的建造物についても、地方開発計画当局がまずイングリッシュ・ヘリテッジに、次に国務長官に、指定建造物承認申請について通知するよう求めていた。しかし、2009年8月の回状(Circular 08/2009. 以下「2009年回状」という)「遺跡申請処理(Handling Heritage Applications)」は2001年回状に代わる新たな指示として、指定建造物承認申請の判断に要する時間を短縮するために、承認申請についての国務長官への通知を不要とした。グレーターロンドンの内側でも、グレードI指定建造物、グレードII*指定建造物、グレードII建造物のいずれについても、地方開発計画当局はイングリッシュ・ヘリテッジに承認申請を通知するというほぼ同様の取決めがなされ¹³、都市計画におけるイングリッシュ・ヘリテッジの影響力は増大した。

歴史公園・庭園(historic parks and gardens)の「公園・庭園登録(Register of Parks and Gardens)」を認定するのも、イングリッシュ・ヘリテッジの役割とされてきた。登録の主な目的は、イギリスの文化遺産の重要部分をなす最高レベルの公園・庭園を認定し関心を引くことにあり、1984年以来、イギリスの歴史において特に重要な1600近くの公園・庭園が認定されてきた。歴史的建造物と同様、公園・庭園登録地も3種類ある。「特別重要歴史公園・庭園(グレードI)」、「主要歴史公園・庭園(グレードII*)」、「特別歴史公園・庭園(グレードII)」である。公園・庭園登録地には指定建造物承認のような制定法上の保護がないので、通常の開発計画権限を越えてなされる開発工事や作業をコントロールする追加権限もない。もともと、「開発管理手続命令(Development Management Procedure Order: DMPO)」16条などが地方開発計画当局に対して、グレードI歴史公園・庭園、グレードII*歴史公園・庭園に影響を及ぼす開発に開発計画許可を与える前にイングリッシュ・ヘリテッジ意見を聞くよう求めている。公園・庭園登録と同様の運用は、1991年以来、イングリッシュ・ヘリテッジが認定してきた43か所の「戦跡登録(Register of Historic Battlefields)」の登録地においても実施されている。

(3) イングリッシュ・ヘリテッジ、ナショナル・トラスト、ヒストリック・ロイヤルパレス

イングリッシュ・ヘリテッジの実務内容は、所有する指定遺跡の調査、保存、活用が大部分を占めるが、このうち活用の場面ではナショナル・トラスト(National Trust¹⁴)の参入を徐々に認めている。ナショナル・トラストは1895年に当時の会社法(Companies Act)に基づいて設立された自然保護や遺跡保護を目的とする民間組織で、1907年のナショナル・トラスト法(National Trust Act 1907)によって法人化された。ナショナル・トラストは現在、全英(ウェールズ、北アイルランドを含む)に500以上の信託地を所有し、管理、公開している。

また、ヒストリック・ロイヤルパレス(Historic Royal Palaces)は独立の慈善財団であり、ロンドン塔、ハンプトンコート宮殿(Hampton Court Palace)、ホワイトホール宮殿のバンケティング・ハウス(Banqueting House)、ケンジントン宮殿(Kensington Palace)、キュー宮殿(Kew Palace)、ヒルズバラ城(Hillsborough Castle)という全英(北アイルランドを含む)の6つの王宮施設(指定遺跡や指定建造物を含む)を管理している。

(4) イングリッシュ・ヘリテッジからヒストリック・イングランドへ

イングリッシュ・ヘリテッジはイングランドに400以上の遺跡や歴史的建造物を所有、管理

し、毎年1千万人を超えるビジターがこれらを訪れている。

2015年4月1日にイングリッシュ・ヘリテッジは、「ヒストリック・イングランド (Historic England)」と「イングリッシュ・ヘリテッジ信託 (English Heritage Trust)」という2つの組織に分かれた。このうちヒストリック・イングランドが、従来のイングリッシュ・ヘリテッジの後継法人である。他方、イングリッシュ・ヘリテッジ信託は新たな慈善財団であると同時に、「イングリッシュ・ヘリテッジ」の名称を継承した。これらの改革に伴って今後は、2023年まで継続するヒストリック・イングランドからのライセンス (license) に基づいて、イングリッシュ・ヘリテッジのグループ全体 (イングリッシュ・ヘリテッジ信託を含む) で歴史的場所・遺跡を保護し、人々にそれらを開放することになる。

ヒストリック・イングランドの役割については、次のように公表されている。

「われわれは、イングランドの歴史的環境を守る公共組織 (public body) である。

われわれは、次のことによってこれを行う。

- 歴史的場所を擁護する
- われわれの文化遺産を特定し、保護する
- 変化を支援する
- 歴史的場所を理解する
- 地方レベルでの鑑定¹⁵を提供する」

さらに、「2016～2019年度法人計画 (Corporate Plan 2016-2019)」では、ヒストリック・イングランドの7つの目標も公表された。すなわち、

「目標1 インングランドの歴史的環境を擁護する

目標2 インングランドの特別な歴史的建造物・場所を特定し、保護する

目標3 歴史的建造物・場所を保護する変化を促進する

目標4 所有者、地方当局、コミュニティー、ボランティアを含めて、歴史的建造物・場所に
関心がある人々を助ける

目標5 われわれの国の建造物・場所遺産の所有について、最大限可能な幅広い意味を与える
ために、コミュニティー全体に関与する

目標6 建造物・遺跡の国家文化遺産コレクションを管理し、保護する中で、そして財政面で
の自立を果たすために、イングリッシュ・ヘリテッジ信託の仕事を支える

目標7 効果的に、能率的に、かつ透明性をもって、働く」

ヒストリック・イングランドの大部分がDCMSによって資金提供されている状況はイングリッシュ・ヘリテッジ時代と変わらないが、2022～2023年度までに財政的に自立することが目標として明言されており、国レベルの「ヘリテッジ2020 (Heritage 2020)」戦略におけるヒストリック・イングランドの貢献度と共に、今後の動向が注目される。

*本稿は、関西行政法研究会報告「イギリスの考古遺産法制と都市計画—イングリッシュ・ヘリテッジに着目して—」(2017年1月29日)に加筆したものである。

【参考文献】

本文中のほか、

Victor Moore and Michael Purdue, *A Practical Approach to Planning Law*, Thirteenth Edition, Oxford University Press (2014)

小野まり 『図説 英国ナショナル・トラスト紀行』 (河出書房新書、2006 年)

ジュリアン・リチャーズ 『ストーンヘンジ』 イングリッシュ・ヘリテッジガイドブックス学芸員部門編ナショナルコレクションズグループ (2015 年)

濱田耕作 『通論考古学』 (岩波文庫・青 N120-1、2016 年)

久末弥生 「日仏の考古遺産法制と都市計画」 行政法研究 15 号 (2016 年)

宮北恵子=平林美都子 『イギリス・ヘリテッジ文化を歩く一歴史・伝承・世界遺産の旅』 (彩流社、2016 年)

【参考資料】

イングリッシュ・ヘリテッジ HP <http://www.english-heritage.org.uk/>

ナショナル・トラスト HP <https://www.nationaltrust.org.uk/>

ヒストリック・ロイヤルパレス HP <http://www.hrp.org.uk/>

(最終閲覧日 2017 年 2 月 27 日)

【注】

- ¹ 本稿は、イギリスとしてイングランド (England) を検討の主な対象としており、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドは必ずしもカバーしていない。
- ² 日本の国史跡の約 1700 件に比べると、はるかに数が多い。稲田孝司『日本とフランスの遺跡保護—考古学と法・行政・市民運動』 (岩波書店、2014 年) 17 頁、345 頁。なお、指定リストに加えられている指定遺跡が約 1 万 9700 件であり、イングランドにおいて何らかの保護下にある遺跡の総件数は、指定遺跡を含めて約 2 万 3000 件である。
- ³ 詳細は本稿 2 (4) 参照。
- ⁴ 本稿 1 (4) の「記録保存 (preservation by record)」を意味し、日本の緊急発掘調査に相当する。緊急発掘調査とは、土木工事に際して、発掘による埋蔵文化財の調査と記録の保存が要請される場合に、必要最低限の措置として認められる発掘調査をいう。
- ⁵ 具体的には、記録保存するのに必要な機材・設備の調達などが考えられる。
- ⁶ シェイクスピア (William Shakespeare, 1564-1616) の 2 つの作品が初演されたと伝えられる劇場。
- ⁷ 日本の民衆訴訟かつ環境訴訟に近い訴訟形態と考えられる。
- ⁸ 第一審で、一般的管轄権をもつ通常裁判所。控訴院 (Court of Appeal)、上級法院 (Senior Court) などとは区別される。
- ⁹ quango (quasi-autonomous non-governmental organization、特殊法人) という組織形態をとる。稲田・前掲 (注 2) 18 頁。
- ¹⁰ 稲田・同上。
- ¹¹ 本稿 1 (1) の指定遺跡の再調査プログラムも、イングリッシュ・ヘリテッジの下で開始されたものである。
- ¹² 19 世紀末のイギリスでは、建築や建造物についての責任が労働省にあった。
- ¹³ LBCA 法 15 条に基づく国務長官の権限との関係では、個々の事例において国務長官が通知の免除権限を自ら行使することで、適用除外を広く認める。
- ¹⁴ 正式名称は、“National Trust for Places of Historic Interest or Natural Beauty”である。
- ¹⁵ 「全国鑑定 (national expertise)」を意味する。